



2020年2月26日

各 位

会 社 名 三菱食品株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森山 透
 (コード:7451、東証第一部)
 問合せ先 I R 室長 松原 孝彦
 (TEL. 03-3767-5204)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月22日開催予定の2019年度定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 役付取締役の見直し

当社では、2006年に執行役員制度を導入し、執行役員に業務を執行させるとともに、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行うことで、経営の健全性及び効率性の確保を図ってきました。今般、本制度が十分に定着していることを受け、業務執行の最高責任者である社長は、執行役員の役位であることを明確にするため、定款上の取締役社長に関する規定を削除するとともに、現在は定めていない取締役副会長に関する規定を削除するものであります。

(2) 常任監査役制度の廃止

当社では、監査業務遂行に関する監査役間の連絡・調整等を担う役職として、常勤監査役の中から常任監査役を選定しています。今般、環境変化を踏まえ、常任監査役の役職を廃止し、これに伴い現行定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。 ② 議長は、株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議のよって、 <u>代表取締役</u> が招集し、議長となる。 <u>代表取締役が複数存在するとき又は代表取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。 ② (現行のとおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ② 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。	(代表取締役及び取締役会長) 第22条 (現行のとおり) ② (現行のとおり)

現行定款	変更案
<p>③ 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長及び取締役社長</u>を選定することができる。</p> <p>(常勤監査役及び常任監査役) 第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。<u>また、監査役会は常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p>	<p>③ 取締役会は、その決議によって取締役会長を選定することができる。</p> <p>(常勤監査役) 第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2020年6月22日(月) 予定

定款変更の効力発生日 : 2020年6月22日(月) 予定

以 上